

支援事業・制度の概要

分野	③観光・通信、⑥安全・安心、⑨まちづくり
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	過疎地域集落再編整備事業
趣旨	過疎地域において、人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落及びその基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を、基幹集落等に移転すること、及び地域における定住を促進するための住宅団地を造成すること、並びに漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成することによって、集落の再編整備を図る。
実施主体	過疎地域市町村
支援対象事業	<p>1 集落等移転事業</p> <p>(1) 交通条件が悪く基礎的公共サービス確保が困難及び人口減少や高齢化が著しいこと</p> <p>(2) 5戸以上(集落移転)又は3戸以上(へき地点在住居移転)が移転し、団地を形成すること等</p> <p>2 定住促進団地整備事業</p> <p>(1) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するもの</p> <p>(2) 5個以上が団地を形成すること</p> <p>3 定住促進空き家活用事業</p> <p>(1) 地域における定住を促進するため基幹集落に点在する空き家を有効活用し整備するもの</p> <p>(2) 整備戸数がおおむね3戸以上であること</p> <p>4 季節居住団地整備事業</p> <p>(1) 交通条件が悪く、公共交通のサービスの確保が困難な地域に存する住居であること</p> <p>(2) 冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること</p>
採択要件、補助要件	<p>1 補助対象限度額</p> <p>(1) 集落移転事業、へき地点在住居移転事業 6,144千円×移転戸数</p> <p>(2) 定住促進団地整備事業 3,877千円×団地内戸数</p> <p>(3) 定住促進空き家活用事業 3,500千円×整備戸数</p> <p>(4) 季節居住団地整備事業 4,738千円×移転戸数 (高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は3,877千円×移転戸数)</p> <p>2 補助率 2分の1以内</p>
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	募集時期: 前年度の12月頃
最近の実績	<p>平成25年度 定住促進団地整備事業 鬼北町</p> <p>平成24年度 定住促進団地整備事業 久万高原町</p> <p>平成24年度 定住促進空き家活用事業 内子町</p> <p>平成22年度 定住促進空き家活用事業 内子町</p> <p>平成20年度 定住促進団地整備事業 鬼北町</p>
県の担当窓口	<p>地域政策課地域づくり支援グループ</p> <p>TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969</p> <p>E-mail: chiikiseisak@pref.ehime.jp</p>
関係省庁、団体等	総務省過疎対策室
関係URL	